

Title	〔商法五七七〕委員会等設置会社である銀行の執行役の任務懈怠責任が否定された事例(新銀行東京事件)(東京地裁平成二七年三月二六日判決)
Sub Title	
Author	長畑, 周史(Nagahata, Shushi) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2017
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.90, No.7 (2017. 7) ,p.117- 126
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20170728-0117

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 五七七〕

委員会等設置会社である銀行の執行役の任務懈怠責任
が否定された事例（新銀行東京事件）

東京地裁平成二七年三月二六日判決
平成二二年(ワ)第三四一一号、新銀行東京事件
判例時報二二七一号二二頁

〔判示事項〕

一、取締役会から執行役に業務執行の決定の権限を委任されている場合には、執行役会が業務執行及びその決定の一環として決議事項の原案を作成し取締役会に提出することとされているものと解される。

二、本件銀行と同規模の銀行の執行役に一般に期待される水準に照らして、経営方針の原案について作成および提出すべき義務があったとはいえない。

〔参照条文〕

会社法四二三条一項、三三〇条、三五五条、四〇二条三項、四一九条二項、民法六四四条

〔事実の概要〕

Xは、預金の受入れ、資金の貸付け及び債務の保証等を目的とする銀行である。X銀行は、平成一六年四月一日に東京都が前身となる信託銀行の全株式を取得することにより実質的に設立され、同年六月二八日に委員会等設置会社に移行した。

Y₁は同年四月一日にX銀行の代表取締役就任し、前記

委員会等設置会社の移行とともに取締役兼代表執行役に就任した。Y₂は、X銀行で同年一〇月一三日から平成一八年六月二三日まで代表執行役を補佐する審議役を務めた後、同日X銀行の執行役（審査・与信管理担当）に就任した。

Xは、平成一六年二月に「新銀行マスタープラン」を策定・公表し、経営理念として、地域型トランザクション・バンク（主として顧客の財務諸表から客観的に算出される信用評点をもとに、個別取引ごとに採算性を判断する経営手法を採る銀行）として、利益の極大化ではなく、東京都民や中小企業へ成果の還元を行うこと等を特長とし、健全な財務体質を背景として東京の中小企業等の資金需要に対して十分な資金供給を行い、地域経済の活性化を支援することを挙げ、開業当初から、中小企業等に対し融資をし又はその債務を保証することを内容とし、融資等の金額が小口でありその条件が定型化された本件小口定型三商品（ポートフォリオ型融資、技術力・将来性重視型融資、ポートフォリオ型保証）を販売した。

本件小口定型三商品の与信審査にはスコアリングシステムが用いられていた。これは、融資等を希望する顧客の直近二期分の決算書の内容と定性情報を入力することにより、当該顧客に融資等を行った場合に、融資等から一年以内に

破たん懸念先、実質破たん先及び破たん先のいずれかの状態に陥る確率（以下、デフォルト率という）を算出し、与信判断に活用するとともに、それに見合った金利又は保証料率の決定に活用するものであった。スコアリングシステムでのデフォルト率の算出にはサンプルデータが必要となるが、新規開業するX銀行には固有の顧客がおらず、利用するサンプルデータがX銀行のものでないことから、これが異なる場合には正確性に問題が生じ得るものであり、X銀行の実際の顧客データが蓄積された後、これを用いて本件スコアリングシステムを修正していくことが必要であると考えられており、Y₂らもこうした修正が開業後の課題であることを認識していた。

X銀行は平成一七年四月一日に開業したが、同年七月には、開業前にX銀行の依頼に基づき監査法人が作成した想定デフォルト率を超え、X銀行の平成一七年三ヶ月決算では約二一〇億円、平成一八年三ヶ月決算では約五四七億円、平成一九年三ヶ月では約一六七億円の当期純損失を計上し、開業から三年間の合計はX銀行の設立時に東京都が出資した一〇〇〇億円を上回る一〇一六億円に達した。X銀行は、平成二〇年二月二〇日に再建計画を発表し、同年四月三〇日、東京都から四〇〇億円の追加出資を受けるとともに、

営業体制の抜本的見直し、審査体制の再構築、店舗や人員の大掛かりなリストラ等を行った。

X銀行は、Yらは本件小口定型三商品の販売継続の是非を検討し、これを中止する必要があると判断した場合には、その原案を作成して取締役会に提出するとともに適切な報告及び説明をする義務を負っており、平成一八年三月時点で本件小口定型三商品の与信審査システムの破たんを認識し又は認識し得たから、同年八月までに取締役会に同商品の販売中止等を提案する義務を負っていたにもかかわらず、これをしなかったなどとしてYらの善管注意義務違反ないし忠実義務違反による責任追及訴訟を提起した。

〔判旨〕

一 「執行役は、委任に関する規定に従い、会社に対し、職務の執行につき善管注意義務（民法六四六条）を負うのみならず忠実義務（会社法四一九条二項、三五五条）を負うものとされている。そして、上記認定事実によれば、Xにおいては、会社法四一六条一項一号及び同条四項に列挙された事項を含む業務執行の基本的な事項の決定を除き、業務執行の決定の権限を大幅に執行役に委任しており、かつ、取締役の大半が社外取締役であることが認められるか

ら、いわゆるモニタリングモデルに近い機関形態が採用されているものであって、執行役が主として会社の業務執行の決定及び会社の業務執行（以下「業務執行及びその決定」という。）に当たり、取締役会は主として執行役の職務の執行を監督する役割を担うことが期待されているものということができる。したがって、Xにおいて、執行役は、委任された会社の業務執行の決定、及び会社の業務執行につき、善管注意義務ないし忠実義務を負うものと解される。また、前記前提事実及び上記認定事実によれば、Yは取締役を兼務する代表執行役であったこと、Xの執行役ないし執行会議は、取締役会から、基本的経営方針等の取締役会の決議事項を除き、業務執行の決定の権限を委任されていたことが認められるから、取締役会の決議事項については、執行役会が業務執行及びその決定の一環として決議事項の原案を作成し、Yがこれを取締役会に提出することとされていたものと解される。」

二 「しかしながら、少なくとも平成一八年八月時点においてYらが認識し又は認識し得た事情の下では、Yらが本件小口定型三商品の実績デフォルト率を改善させる具体的かつ現実的な見込みがないと判断すべきであったと認めるに足りる適確な証拠はないことは、前記認定・説示のとおり

りである。そして、上記認定事実によれば、Yらは、平成一八年八月までに、本件小口定型三商品のデフォルト対策として、審査・与信管理グループや本件データ分析PTによるXの実際の顧客のデータについての分析及び検討結果を踏まえ、本件スコアリングシステムのパラメーターの変更などのチューニングやスコアリングシステム自体の入替えの検討、取引口座チェックシートや決算書等チェックシート等の導入による定性審査の強化、来店受付案件の貸出金限度額の引下げ、有利子負債利率や個人信用情報照会結果に基づく採択基準の設定等のデフォルト対策を行い、その効果を検証しながら更なる対策を検討しようとしていたことが認められるのであって、そのようなYらの判断には相応の合理性が認められるというべきであり、当該判断が銀行の執行役に一般に期待される水準に照らし著しく不合理であると断ずることはできない。そうすると、少なくとも平成一八年八月の時点では、Xと同規模の銀行の執行役に一般に期待される水準に照らし、Yらにおいて、本件小口定型三商品の販売を継続すべきでないとの判断し、これに沿って経営方針の原案を作成すべき義務があったといふことはできない上、当該義務を前提として、同原案を取締役会等に提出してその判断を仰ぐべき義務があったといふ

こともできない。」

〔研究〕

結論には疑問がある。

本件は、銀行執行役が、同社の販売する主力商品の販売停止を取締役会に提案する義務があるかについて争われた事件である。争点としては、Xの主張する平成一八年八月の時点で同商品の販売継続をすることが善管注意義務違反となるかについて検討しているが、その前提として、執行役が主力商品の販売停止を提案する義務を負うか否かについて言及している。このため、本稿でもこの二点について検討を行いたい。

一 指名委員会等設置会社（事件当時は、委員会等設置会社であったが、同制度は委員会設置会社制度を経て、指名委員会等設置会社制度に改正されているため、以下では現行制度で説明する）の執行役は、取締役会の決議によって選任され（会四〇二条二項）、会社と執行役との関係は、委任に関する規定に従う（同条三項）。このため執行役は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う（民六四四条）。この点では、株

式会社と役員及び会計監査人との関係の規定と同じである（会三三〇条）。また、忠実義務を負い、競業及び利益相反取引の制限を受ける（会四一九条二項）。

一方、執行役の権限としては、取締役会の委任を受けて行う業務執行の決定と、業務執行のみ規定されており（会四一八条）、執行役の義務として、著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、監査委員への報告をしなければならぬと規定されている（会四一九条一項）。

ところで、指名委員会等設置会社の取締役会は、会社法または同法に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、指名委員会等設置会社の業務を執行することができないと規定されており（会四一五条）、経営の基本方針の決定や執行役等の職務執行の監督などを職務としている（会四一六条一項イ及び同二項）。これは、監査役（会）を設置する会社では、経営者である取締役を監督する機能（モニタリング機能）が現実には十分でないという批判に應えるため、監督機能をより強化するという観点から、委員会設置会社の取締役が取締役としての会社の業務を執行することに制約を課し、取締役会の権限の相当部分を執行役に委任することが可能になっていると説明されている（落合誠一執筆部分・岩原紳作編『会社法コンメンタール九卷』（商

事法務・二〇一四年）一六四頁）。

ただし、会社法四一六条では、取締役会が委任できない事項（専決事項）について規定しているだけであり、執行役は会社法四一六条四項による取締役会からの業務執行の決定についての委任を受けて業務執行の決定と執行を行うことになっているから（会四一八条）、取締役会が包括委任を行わずに業務執行の決定権を留保する会社もあり得る。そのような会社では、取締役会が決定を行うから、取締役でない執行役の場合には決定に関する責任を負わないこともあると考えられる（執行役が取締役を兼任する場合には、取締役会構成員として責任が生じる可能性はある）。

このため、本件判旨では、まず、執行役が本件小口定型三商品の販売中止提案義務を執行役が負うかについて、当該会社の取締役会が執行役にどのような委任を行っていたかについて言及しているものと思われる。判旨では、取締役会の決議事項を除く業務執行の決定の権限を大幅に執行役に委任しており、かつ、社外取締役が大半を占めるモニタリングモデルであることを理由に、執行役は、委任された会社の業務執行の決定、及び会社の業務執行につき、善管注意義務ないし忠実義務を負うものと解されるとした。本件のように執行役に業務執行の決定が大幅に委任されて

いる場合には、善管注意義務の内容として、将来性のない商品販売について中止提案義務を負うことになると考えられる。また、Y₁は、取締役兼代表執行役であったことから、業務執行及びその決定の一環として取締役会決議事項の原案作成をすることとされていたものと考えすることに異論はない。

なお、経営の基本方針を体现する本件小口定型三商品の販売継続及び中止については取締役会の専決事項である（から執行役は中止提案義務を負わない）とする考え方もあるかもしれない。しかし、業務執行が包括的に委任されている場合に経営状況について一番理解しているのは執行役であるから執行役の善管注意義務の内容として、損失の発生を軌道修正できない場合には回復可能な時点で中止提案することも任務となり得ると思われる（類似する考え方として、満井美江「本件判批」金融商事判例一五一三号五頁（二〇一七年））。

二 次に、執行役の善管注意義務違反の認定について、善管注意義務違反の要件となる予見可能性の存在及び結果回避義務の有無を検討したい。

本件では、平成一七年四月の開業から本件小口定型三商

品の販売を始めており、同年七月にデフォルトが発生してから、以後、増加を続けている。銀行の貸付ではデフォルトの予見可能性は常に存在するから、結果回避義務がいつから発生するかが問題となる。そうであるとする、結果回避義務は、本件小口定型三商品の不具合の改善見込みがなくなったか、あったとしても、それが会社に重大な損害を与えることが分かった時点で発生すると考えることができるだろう。

判旨二では、Y₁らが本件小口定型三商品の実績デフォルト率を改善させる具体的かつ現実的な見込みがないと判断すべきであったと認めるに足りる適確な証拠はなく、同商品のデフォルト対策・検討を行っており、そのようなY₁らの判断には相応の合理性が認められるというべきであると結論付けている。そして、その前提として、本件スコアリングシステムの改善可能性があり、それが改善不可能であることが明確になっていたとはいえないこと、ある時点において実績デフォルト率が貸出金等利回りを超える原価割れの状態に陥ったとしても、その後の融資等による収益が経費を上回るのであれば、当該融資等により損失が発生することはないと述べ、X銀行は、もともと既存の銀行が融資等の対象としない信用リスクの高い中小企業を主な顧客

とし、比較的短期間の審査で、ある程度の規模の資金を供給することを経営理念としており、伝統的な銀行融資における信用リスク管理の手法によることが予定されていたといえるか疑問がないではない上、Yらは、本件スコアリングシステムのチューニング（修正）ないし入替えや与信審査時の定性評価の厳格化により、収益が持ち直す可能性があると考えており、そのように考えることにも相応の理由があることを理由として挙げている。

その上で、当該判断が銀行の執行役に一般に期待される水準に照らし著しく不合理であると断ずることはできないとした上で、少なくとも平成一八年八月の時点では、Xと同規模の銀行の執行役に一般に期待される水準に照らし、Yらにおいて、本件小口定型三商品の販売を継続すべきでないとの判断し、これに沿って経営方針の原案を作成すべき義務があったということはできない上、当該義務を前提として、同原案を取締役会等に提出してその判断を仰ぐべき義務があったということもできないと判断している。

ここでは、まず、判旨二の事実認定について検討した上で、銀行取締役の注意義務と経営上の判断との関係についても検討してみたい。

事実認定については、本件スコアリングシステムの改善

見込みの有無について判断している。そして、本件スコアリングシステムの修正や審査の厳格化を検討している点を挙げて、消極的に改善見込みがないと判断すべき証拠はないとしているが、改善見込みが明確にないことの証明をすることが必須なのかについては疑問が残る。すなわち、実際には改善見込みがない場合や会社に重大な損害を与えるような場合でも、撤退判断が遅れるということはあり得る（例えば自ら推進していたプロジェクトなど）。このため、当該企業の損失の発生状況等（前年に続き、平成一八年三月期決算において五四七億円の損失を出していることや、同年八月の実績デフォルト率一二・九%であることが企業規模等に対してどのように評価されるのか）を踏まえた判断が必要であるように思われる。また、本件判旨は、ある時点で原価割れの状態でも、その後の収益が経費を上回るのであれば損失はないと述べてこのように考えることを肯定する。しかし、損失が多額であり、その後持ち直したとしても収支均衡までにあまりにも長期間を要する場合にはそのような判断は許容されないこともあると考えられる。

判旨二後半部分では、銀行執行役の注意義務と経営上の判断との関係について言及されている。当該判断が銀行の執行役に一般に期待される水準に照らし著しく不合理であ

ると断ずることはできないという表現になっており、最判平成二〇年一月二八日判例時報一九九七号一四八頁（カプトデコム事件）と同じ判断基準を採用している。これは、いわゆる経営判断原則に関するリーディングケースとされる、最判平成二二年七月一五日判例時報二〇九一号九〇頁（アパマンショップ事件）で示された、「その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではない」とする表現とは異なる。この点、本件評釈である志谷匡史「本件判批」私法判例リマックス五三号八五頁（二〇一六年）では、「判旨はいわゆる経営判断原則には言及してない。もつとも、判旨によれば執行役の判断が著しく不合理な場合には善管注意義務違反を肯定される。これは判断内容の審査基準が著しい不合理性にあるということであって、経営判断原則を適用したとしても結論は異ならなかったといえよう」と評価するものもある。

また、銀行取締役（経営の決定及び執行について大幅に委任されている執行役も含まれることになる）には、銀行法一条一項の要請から、通常の事業会社よりもより高度な安定経営とリスクを排除した経営が求められるとする見解が有力に主張されており、安定経営についてより高度な善

管注意義務が課されていると考えるものがある（岩原紳作「銀行融資における取締役の注意義務（下）」商事法務一七四二号四頁（二〇〇五年）。神吉正三「銀行取締役の注意義務（2）」龍谷法学四一卷四号一八頁以下（二〇〇九年）。このような考え方の下では、執行役の経営上の裁量はより狭くなる（あるいはそうした要請が善管注意義務に織り込まれる）ものと考えられる。

私見としては、執行役は、経営上の判断についても、善良なる管理者の注意をもって行わなければならないことから、結局は結果回避義務の有無が問題となる。この点、本件判旨の考え方に異論はないが、その前提となる事実の評価は、執行役が主観的に業績の回復可能性（あるいは商品の収益性の修正）を確信していることでは足りず、客観的に銀行の執行役に一般に期待される水準で判断されなければならないものと考えられ、より丁寧な事実認定が必要であったように思われる。

三 最後に、一〇〇%株主であった東京都の意向やそれを具体化する経営理念と執行役の任務懈怠の關係について付言しておきたい。

平成一八年二月一五日統合リスク管理委員会では、「極

端なことを言えば、利息収入よりも貸倒金額の方が大きい
ため現状の回復が見込めないならば、ポートフォリオ型融
資はやらない方が収益的には望ましいことになる、もちろ
ん、何もしないという判断は（X銀行の設立背景から）考
えられないが、対応策等も含めて本年度の事業計画にしっ
かり織り込んでもらいたいなどの発言があつたことが認
定されており、経営理念を具体化する商品の取りやめは難
しいようにも思える。

そうであるとはいえ、経営理念の具体化は他の方法でも
実現できるし、一〇〇%株主の意向があつたとしても、営
利を目的とした企業である以上、損失を前提とした経営は
容認されていないと考えるべきではないか。また、銀行で
あれば、一般預金者が存在しており、銀行法の趣旨からの
安定経営の要請も善管注意義務に織り込まれると考えられ
るため、株主の意向があつたとしても過大なリスクを許容
したり、改善見込みがなく損失が発生し続ける商品の販売
継続は許容されないと考えるべきである。

前掲志谷八五頁では、「判旨に掲げていないが、裁判所
は、Xは一般の金融機関が積極的に融資を行うとは言い難
い個人企業や法人企業に対して貸し倒れリスクをある程度
覚悟しつつ積極的に資金を提供し、これらの融資先を育成

し経済活動を支援することにより、ひいては東京都の発展
に寄与してもらいたいという『政治的判断』の下で設立さ
れた銀行であると事実認定している」と述べた上で、「し
たがって、かような実験的試みが結果として失敗に帰した
としても、だからといって現場の経営を預かるYらにその
責めを負わせることは、公正とは言い難い」とし、本件特
有の事情を考慮して結論を支持している。

また、前掲満井七頁は、「東京都が一〇〇%出資するX
社においては、東京都すなわち地元の要望に応える等々の
『公共性』は原則として否定されるべきとはいえないと考
えられよう」と結論を支持した上で、「本判決は、そのよ
うなX社の特殊性を考慮し、一般的な民間銀行の経営者の
融資判断に求められる注意義務としての検討を行ったとは
いえない、特殊な事例判断である」と評価している。

しかし、延命融資という点で違いはあるが、企業育成路
線での金融機関の失敗は、最判平成二〇年一月二八日（カ
ブトコム事件）で、すでに大きな問題として認識されて
いたはずである（なお、控訴審判決は、札幌高判平成一七
年三月二五日であつた）。そうであれば、決定権を持つ取
締役には、過去の同業他社の状況を踏まえてより慎重な融
資体制を構築する義務があつたと考えるべきであり、執行

役にも具体的な業務執行（販売中止提案を含めた融資審査体制など）には、慎重な対応が期待されていたのではないかと思われる。

長畑 周史